

要保護世帯向け 不動産担保型生活資金の利用について



「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」は、生活保護が必要であると保護の実施機関が認めた高齢者の方で、一定の居住用不動産を持ち、将来もそこに住み続けることを希望される場合に、その不動産を担保にして生活資金をお貸しする制度です。



現在、居住用不動産（概ね評価額 500 万円以上）を保有しながら生活保護を受けている世帯、又はこの資金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると保護の実施機関が認めた場合は、生活保護に優先して、まずこの貸付金を利用していただくことになります。

なお、貸付限度額まで貸付金を利用し、貸付が終了した後、要件を満たす場合には生活保護が適用されます。



留意事項

借入れにあたってご注意いただきたいこと



1 返済時には不動産を売却することになります

本資金制度は、あなたの大切な土地・建物を担保として貸付ける制度です。返済にあたっては、その不動産を売却してご返済いただくことになります。

2 貸付決定まで数か月かかります

資金の貸付については十分な相談・不動産鑑定・審査・登記・契約等を行います。貸付決定・送金まで数か月かかりますのでご了承ください。ただし急迫状況にある世帯については、一旦、生活保護を受けることがあります。

3 申請にかかる費用は保護の実施機関が負担します

契約前の不動産鑑定に要する費用および契約の担保物件の登記に要する費用は、生活保護の実施機関が負担します。※借入申込みに添付する書類は借受人負担です。

4 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります

借受人が亡くなった場合は、同居のご家族が住み続けられなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

※ただし配偶者の方が65歳以上の場合は、貸付を引き継ぐことにより、住み続けることが可能になります。

5 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります

6 愛知県社会福祉協議会の承諾なしに新たな同居人を増やすことはできません

